

規制改革推進に関する第 1 次答申
～明日への扉を開く～

平成29年5月23日 規制改革推進会議

より抜粋

Ⅱ 行政手続コストの削減に向けて

2. 行政手続部会における検討及び取りまとめ

(1) 行政手続簡素化の 3 原則

① 行政手続の電子化の徹底

電子化が必要である手続については、添付書類も含め、電子化の徹底を図る。

② 同じ情報は一度だけの原則

事業者が提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めない。

③ 書式・様式の統一

同じ目的又は同じ内容の申請・届出等について、可能な限り同じ様式で提出できるようにする。

(注) 地方自治体の行政手続については、地方自治体の理解と協力を得つつ、取組を進める。

(2) 重点分野と削減目標

① 重点分野

以下の 9 分野について、削減目標達成のための計画を策定し、取り組む。

「営業の許可・認可に係る手続」、「社会保険に関する手続」、「国税」、

「地方税」、「補助金の手続」、「調査・統計に対する協力」、

「従業員の労務管理に関する手続」、「商業登記等」、

「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行」

(注) 事業者に対するアンケート調査で、上記手続を「負担」とした回答を合計すると、全体の約 7 割 (69%) を占める。

なお、「従業員の納税に係る事務」、「行政への入札・契約に関する手続」については、会議において別途速やかに検討。

② 削減目標

行政手続コスト (事業者の作業時間) を 20% 削減 (取組期間は 3 年 (事項によっては 5 年まで許容))。

(注 1) 「国税」、「地方税」については、大法人の電子申告利用率 100% 等、別途の数値目標を設定。

(注 2) 「調査・統計に対する協力」については、統計改革の基本方針等を踏まえて対応。